

# 個人情報保護基本法制に関する大綱案の構造

平成12年9月8日資料

(素案)

(中間整理)

1. 目的

1. 目的

2. 定義

2. 定義

3. 基本原則

(1) 利用目的による制限

(2) 適正な方法による取得

(3) 内容の正確性の確保

(4) 安全保護措置の実施

(5) 透明性の確保

3. 基本原則

(1) 利用目的による制限

(2) 内容の正確性の確保

(3) 適正な方法による取得

(4) 安全保護措置の実施

(5) 透明性の確保

4. 個人情報取扱事業者の義務等

(1) 利用目的による制限及び適正な取得

(2) 適正な管理の実現

(3) 第三者提供の制限

(4) 公表等

(5) 開示

(6) 訂正等

(7) 利用停止等

(8) 苦情の処理

(9) 苦情の処理等を行う団体の認定

4. 政府の措置及び施策

(1) 既存法令の見直し等

(2) 独立行政法人等に対する措置

(3) 個人情報の保護の推進に関する方針の策定

(4) 支援、周知等の施策の実施

(5) 苦情等の処理

5 . 政府の措置及び施策

( 1 ) 行政機関の保有する個人情報の保護

( 2 ) 独立行政法人等に対する措置

( 3 ) 法制上の措置等

( 4 ) 個人情報の保護の推進に関する基本方針の策定等

( 5 ) 主務大臣の指示等

5 . 事業者が遵守すべき事項

( 1 ) 利用目的による制限

( 2 ) 第三者への提供

( 3 ) 内容の正確性の確保

( 4 ) 適正な方法による取得

( 5 ) 安全保護措置の実施

( 6 ) 第三者への委託

( 7 ) 個人情報の処理等に関する事項の公表

( 8 ) 開示、訂正等

( 9 ) 苦情等の処理

( 10 ) 他の事業者との協力

( 11 ) 国及び地方公共団体の施策への協力

6 . 地方公共団体の措置

( 1 ) 保有する個人情報に関する制度施策の整備充実

( 2 ) 区域内の事業者、住民に対する支援等

( 3 ) 国及び地方公共団体の協力

6 . 地方公共団体の措置

( 1 ) 保有する個人情報に関する制度施策の整備充実

( 2 ) 区域内の事業者、住民に対する支援等

7 . 罰則

7 . 国民の役割

